



平成25年3月議会定例会一般質問

無所属・庶民派 寺本ひろゆきです。

豊橋市では指定管理者に応募した提案書を、豊橋市情報公開条例第6条1項2号(公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの)に該当する、として市民が情報公開請求しても公開しませんでした。昨年12月議会定例会では「アイプラザ豊橋(豊橋勤労福祉会館)」に係る指定管理者候補者の選定について提案書が公開されないこ

とについて質問しました。豊橋市は、この見解を崩しませんでした。本年3月議会では、今年オープンする「穂の国とよはし芸術劇場プラット」の提案書についても、同じように非公開としていたので質問しました。プラットの指定管理者は豊橋市が補助金を支出している外郭団体である公益法人豊橋文化振興財団であるから、積極的に市民に公開するのが本来の姿勢です。この点を踏まえて質問しました。

質問1、

「穂の国とよはし芸術劇場プラット」提案書非開示決定から、本市の情報公開について

この施設は豊橋文化振興財団を指定管理者に随意で豊橋市は決めました。当財団は本市が出資している公益法人。公益法人が独自のノウハウで利用者サービスを公開すると、民間がそれを真似してあちこちの施設でどんどん利用者サービスが良くなっていくと、これはいい競争になる。利用者がみんな喜ぶ、それこそ公益法人の使命じゃないですか。公益法人がなぜその提案書を公開しないのですか？

豊橋市の答弁:提案書を公にすることで指定管理者業務に関する応募団体独自のノウハウが明らかにされ、これらの情報を収集した他の団体により対抗的事業が行なわれ、応募団体が今後他の文化施設の指定管理者競争上、不当な地位に置かれるおそれが想定されると言うことです。

なに!!! 役所は業者の利益代弁者か!

その非公開処分、待った!

市民の税金で行なう事業で、市民が利用する施設の利用者サービスの管理運営をどのように行うかを市民に説明しないとは!!!...そんなことは断じて許せん、との思いで昨年10月、非公開処分に異議申立てをしていましたが、今年4月になってようやく情報公開・個人情報審査会の答申ができました。

「選定された業者の提案書は公開すべきである」という答申により、豊橋市も「アイプラザ」指定管理者であるケイミックスの提案書を公開しました。同様に「プラット」指定管理者の豊橋市文化振興財団の提案書も公開となります。

それにしてもこの結果がでるまでに時間が掛かりすぎです。公開請求したのはH24、8月29日、異議申立したのは同年10月5日。情報公開・個人情報審査会が4回開かれて今年4月4日に答申。情報公開請求から8ヶ月が経っています。審査員は6名。職員6名。1人1回(1~2時間)の日当が12,500円だから30万円の費用。十分な議論は必要ですが...



しかし、これには問題が残っています。

大学教授3名、弁護士2名、マスコミ1名(どえらいメンバーだね!)計6人の委員で構成される情報公開審査会の答申を受けて、豊橋市は「契約業者の提案書だけ公開する」という決定をしました。この「契約者だけの提案書公開」では全く不十分です。契約業者1社だけの提案書公開では他の応募者との比較を住民はできません。応募業者の提案書はすべて公開すべきです。そうでなくては選定された業者が他社と比べて、管理運営、利用者サービス、管理料がどの程度優れているか、最少の経費で最大の効果を挙げる(地自法2条)に適っているのか、などについて市民納税者は判断できません。今回自主的に公開に応じてくれた(株)日本シアターは1億2000万円も安い管理料で提案していたことを知りました。1億2000万円高くても(株)ケイミックスを選定した説明責任を豊橋市は果たすべきです。

公共事業に関しては、公開すると国益に反することや個人情報以外はずべて公開すべきです。情報公開は民主主義の要であり、政官のムダ、不正の最も効果的の抑止力となります。

名古屋市の指定管理者制度 は以下の通り選定委員会も公開を原則としています。

- 選定委員会の会議は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)第36条に基づき原則公開とする。
- 申請書類、選定結果等の情報公開上記で定める選定結果の公表のほか、申請団体の申請書類について情報公開請求があった場合は、選定された事業者については名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)第2条第1号に定める個人情報を除きすべて公開することについて、申請団体にあらかじめその承諾を得るため、募集要項に明記する。

質問2 本市の監査制度について、昨年住民訴訟を起こした公金支出差止訴訟を例に質問しました。

お気軽にお誘いあつてご参加ください。

寺本ひろゆきのH25年3月議会報告会を行います

とき:5月12日(日) 午後1:30~3:45

ところ:豊橋市民文化会館 第3会議室



3月議会でも質問しました「指定管理者の提案書公開について」、「公金支出差止訴訟について」など詳しく報告させていただきます。また、1昨年より取り組んできましたゾウの群れ飼育事業のその後についてもご報告いたします。

公金支出差し止め訴訟

第2回口頭弁論が開かれました。

平成 25 年 4 月 11 日（第 1 回は 2 月 21 日に開かれました。）



この裁判は、平成 24 年12月20日、名古屋地裁に植田小学校電気工事について公金支出差止の住民訴訟を起こしたものです。

平成24年10月5日に豊橋市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、当該工事に関する公金支出の差し止めを勧告することを求める住民監査請求を行なったのですが、同監査委員はこれを棄却したため、この決定を不服として起こしました。

今回は被告豊橋市側の主張に対する反論と意見陳述を行いました。

■本件では「植田小学校北校舎の電気工事に関する契約」を通して総合評価落札方式にある「失格判断基準」を設け当該金額を下

第 3 回口頭弁論は 5 月 27 日(月) 10:35～ 名古屋地裁 被告豊橋市側からの再反論が行われます。

当日の寺本の意見陳述の一部を以下にご紹介します。

私は還暦を迎える平成19年に豊橋市議会選挙に立候補し当選、現在2期目を努める豊橋市議会議員です。議員になる前は建材業を営んでおりました。立候補の目的は行革です。そのきっかけとなったのが、自宅前の菖蒲園に建てられた3坪ほどの公衆トイレの建築費が建物だけで3600万円もしたからです。私の積算では1000万円以下でできます。

さて、本件で問題にしました被告が行った総合評価落札方式の一つの例を紹介します。平成23年7月7日開札で配水管工事(牛川町)の入札が行われましたが、被告は入札に参加した全業者を失格としております。一番安く千代田工業株式会社が5990万円で入札、4社が6000万円代、また一番高く新日本工業株式会社が8865万8千円で入札しておりますがいずれも失格判断基準価格以下で失格

回った入札業者を、契約の履行の可否を調査することなくダンピングだと決め付け、一律失格とする制度の無効を訴えました。

■契約履行の可否調査もせず失格とすることから内容の透明性の確保、公正な競争の促進を著しく阻害する。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨から逸脱しており、そもそも公契約には無効な制度であること。

■会計法第 29 条の 6、地方自治法施行令 167 条の 10、地方財政法第 4 条第 1 項、地方自治法第 2 条 14 項に違反した契約であること。以上から地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき本件工事への支出差止を求め、また同項第 2 号に基づき本件工事の無効を求めました。

です。この入札からは失格判断基準は9000万円位と想定されます。したがって予定価格は1億3千万円になります。もし千代田工業株式会社が1億2千万で入札していたら落札者になります。通常利益+6000万円のプレミアム利益を得ることになります。

配水管移設工事は必要なので2ヵ月後に同じ設計書、仕様書で、なぜか現場を二つ(下条、小鷹野)に分けて予定価格を下げて再入札を行っています。2ヵ所あわせた落札価格は7700万円でした。いかに予定価格がいい加減なものかがわかります。その予定価格を基準として失格判断基準が設定されています。このような制度によって資格、実績のある入札業者の入札価格をダンピングと決め付けられて一律失格とされています。

役所が設定した価格にそぐわなければプロの業者が積算した価格は無視されて、契約履行の可否も調査されず失格にしてしまう。公正な競争原理がまったく機能しない入札制度です。経営改善やイノベーションによって、低いコストで工事を請け負う努力をしても、これでは業者は報われません。業者は発注者の顔色を伺うことになります。評価点数にしても公共工事に限り(財)日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンターに報告した直近2年間あまりの実績回数が加算対象です。民間の仕事をどれだけ請け負っていても加算対象にならないのです。安易な基準を設けることで、がんばった企業が報われず、また税金のムダ使いで国民に不当な負担を課しています。契約履行の可否の調査もせず一律に失格とする価格統制的制度は一刻も早く廃止すべきです。

以上

豊橋市議会改革・ 議会だより原稿配分問題のその後と いまだ進まぬ一問一答方式

前号でお知らせしましたが、議会活性化改革の一環で議会だよりを議員が作成するようになったのですが「議員の質問は130文字（10行以内）、役人の答弁が470文字（36行以内）」の不公平な字数配分に編集委員長に抗議をしましたが変更拒否。そこで私は前回12月の議会だよりには原稿を提出しませんでした。議員は市民の負託を受けて仕事(活動)をします。市民の代弁者が行政の問題点を指摘して部局長に質問をし、回答を求めるのが一般質問です。それを分りやすくまとめて市民に知らせるのが「議会便り」のはず。それを2割の質問で8割の回答では公共事業の必要性PRになるだけです。そのような市民の側に立っていない掲載を断りました。今回「3月議会だより」から「議員:行政」の字数が「1:1」となりましたので原稿を作成し、提出しました。

お隣の新城市では「一問一答」は当然のこと、議員個人が自立した議員活動をするとして今年度より会派を廃止した、というのに、豊橋市議会では「一問一答」もまだできない。議会改革の遅れを何とかせねば！！

前号でお知らせしましたが、議会活性化改革の一環で議会だよりを議員が作成するようになったのですが「議員の質問は130文字（10行以内）、役



写真：4月7日～9日知覧特攻平和会館を紡基会メンバーらと視察。平和を祈念せざるを得ない心境を誰もが持つ空間がそこにはありました。特攻平和会館前の戦闘機隼(ハヤブサ)と寺本。平和を祈念！！



いつもありがとうございます。行政相談を承っております。ご相談事がありましたら 090-8458-7575(寺本)へおかけください。

豊橋市議会一人会派:紡基会/豊橋市民オンブズマン代表 寺本ひろゆき

FAX0532-88-3422 携帯 090-8458-7575 PCメール teramoto_kokikai@yahoo.co.jp

hp:http://www.geocities.jp/teramoto_net

今年度も政務活動費(年間108万円)を辞退して議員活動を行なってまいります。(1期目から議員自ら身を削れ、とまっすぐ改革)紡基会では会員を募集しております。詳しくお電話でお問合せください。またはホームページを参照ください。

